

共謀罪

2006年3月18日

弁護士 大熊 裕司

● 共謀罪とは？

法案（犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（案）による組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の改正案）による共謀罪では

死刑または無期もしくは長期4年以上の懲役もしくは禁錮の刑が定められている罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者を処罰するもの（法案第6条の2）

＊長期1年以上の刑を定める犯罪についての共謀は懲役2年以下の刑

＊死刑または無期もしくは長期10年を超える刑を定める犯罪についての共謀は懲役5年以下の刑と定められている。

● 「共謀罪」法案の経緯

平成12年11月 国連総会

一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進するために「国際組織犯罪防止条約」が採択される。

↓

平成18年1月の時点で116か国が加入。日本は未加入。

しかし、国際組織犯罪対策上、共謀罪などの犯罪化が条約の加入条件

そのため、現行法上、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為を処罰する規定がない我が国は「組織的な犯罪の共謀罪」を新設する必要あり、とする（法務省見解）

しかしながら、条約では、「自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」（3.1条1項）としているのであり、基本原則を変更してまで創設を義務づけているわけではない。法案は純粋な共謀のみで処罰できることとしており、英米法上の「顕示・助長行為」すら必要としていない。「性質上越境的なもの」や「組織的な犯罪集団が関与したもの」との条約の適用範囲からも逸脱している。→「一般的共謀罪」の新設と評価できる。

＊わが国の刑法の基本原則は、「行為主義」つまり「犯罪の実行行為」があつてはじめて処罰するというもの。重大犯罪には、例外的に予備罪が設けられている（刑法78条、88条、201条等）。なお、内乱罪、外患罪は陰謀罪あり。

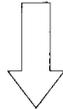
● 共謀罪は何が問題か

一見、テロ活動や暴力団の取締りに効果的のように思われる「組織的な犯罪の共謀罪」には、以下のようなことが問題点として指摘される。

✓ 話をするだけで処罰の対象に

現行法では、実行行為をなした組織犯罪を「共謀共同正犯」として処罰（刑60条）共謀罪においては単なる共謀の存在のみをもって刑罰を科すことが可能となる。

結果…



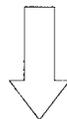
「行為」ではなく、「意思」や「思想」を処罰することにも通じるため、憲法で保障されている思想・信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権が侵害される危険性が考えられる。特に萎縮効果が大きな問題

✓ 規制対象の犯罪、団体が広汎

共謀罪法案における対象犯罪である「長期4年以上の懲役又は禁錮」の刑が科せられる罪名の数は600以上。その対象範囲は、殺人罪から消費税法や相続税法、道交法まで実に広範にわたって処罰の対象とされる。

また、規制対象となる団体の要件も、国際組織犯罪防止条約の予定した国際的犯罪組織とは異なり、「団体の活動として当該行為を実行するための組織により行われた者」である。

結果…

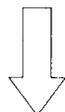


犯罪性のない会社や市民団体、労働団体など組織犯罪集団でない者まで含まれ、一般市民の集会、結社の自由は著しく脅かされることとなる。ちょっとした冗談や話し合いをただで共謀罪に問われる可能性もでてくる。

✓ 捜査方法に考えられる危険性

犯罪の実行がある前の「意思の連絡」自体を把握し記録することが証拠として重要視される共謀罪では、「意思の連絡」をしあう場所や通信手段をおさえる必要があり、犯罪捜査において、捜査機関による個人の会話や電話・電子メールなどの通信傍受が広く認められる事態の発生が予見される。

結果…



市民のプライバシーが密かに監視の対象とされることを意味し、市民社会における自由な活動を著しく萎縮させる効果を及ぼすとともに、警察の眼が市民生活の隅々までいきとどく、監視社会が共謀罪と一体のものとなって進行することになる。

- 具体的にどのような事態が考えられるか
共謀罪法案が可決されるとこんな可能性も…

- 悪徳商法業者を告訴・告発しよう。
→ 虚偽告訴罪（刑法172条、3月以上10年以下の懲役）の共謀
- 会社の一方的なリストラに反対して社長と膝詰め談判で話し合いをしよう
→ 監禁罪（刑法220条、3月以上10年以下の懲役）の共謀
- 沖縄基地建設の反対を訴えてデモ行進しよう
→ 騒乱罪（刑法106条、首謀者は1年以上10年以下の懲役・禁錮）の共謀

その捜査方法には盗聴やスパイといった手段が使われる
ことが大いに考えられる！！

- 「治安維持法」と共謀罪の類似点
現代の治安維持法ともいわれる共謀罪。両者に共通している点と、その結果社会が
どのようになっていくかについては以下のようなことが想定される。

※治安維持法…戦時中、社会運動（とりわけ日本共産党を中心とする革命運動）を取り締まるために1925（大正14）年に制定された法律。 その後改正を経て、共産党員のみならず、その支持者さらには労働組合・農民組合の活動までも適用の対象とされた。
--

治安維持法と共謀罪の最も特徴的なところは、自首をすれば罪が軽減、または免除されるということ。

そのため、スパイとして送り込んだ者が密告し、スパイ自身は実行行為に着手する前に自首して目的の組織を逮捕するといった捜査方法が頻繁に活用されることになる。さらに、この方法を活用すると、スパイによって共謀をでっちあげ集団を弾圧するために機能させることも可能である。

- 結論
「治安維持法」と共謀罪の類似点 共謀罪が成立すると、
 - 権力者側が、いくらでも自分達に便利なように組織を取り締まれる社会
 - 施策への協力という義務付けのもと、住民相互が互いを監視しあう相互監視社会
 - 警察の権限が拡大し、警察が国民全体を監視する警察国家といった社会になる可能性あり。

つまり共謀罪の制定は、自由に考え、議論し、発言できる社会の危機といえる。